自動販売機設置事業者募集要項

北海道では、下記物件に設置する自動販売機の設置事業者を募集します。

この募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項をご承知のうえ、お申し込みください。

１　募集する物件

（1）契約の目的の名称

自動販売機の設置に係る賃貸借契約

（2）物件の名称

別紙１「募集物件リスト」のとおりです。

※貸付面積は、回収ボックスの設置面積を含みます。

（3）貸付期間

令和６年（2024 年）４月１日から令和９年（2027 年）３月 31 日までとします。

更新はありません。

（4）貸付料

見積もった価格とします。

（5）貸付物件の仕様等

別添仕様書のとおりです。

２　応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の４第１項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（2）政令第 167 条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（4）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

（5）法人にあっては北海道内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては北海道内で事業を営んでいること。

（6）自動販売機の設置業務において、過去３年間に２年以上の管理・運営実績を有していること。

３　応募申込手続

（1）資格を証する書類の提出

この募集に参加を希望される方は、応募資格要件を全て満たしているか審査を行うため、見積合わせ参加資格審査申請書（兼参加申込書）及び資格を証する関係書類を提出していただきます。

①　申請期間

令和６年（2024）１月５日から令和６年（2024 年）１月 24 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時 00 分から午後５時 00 分まで　※郵送の場合は、提出期限必着とします。

②　提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

なお、電子メールで提出する場合は、ＰＤＦファイルにより提出するものとし、着信を確認してください。

③　提出先

ア　提出先の名称：北海道教育庁後志教育局

イ　提出先の所在地：〒044-8544

虻田郡倶知安町北１条東２丁目　後志合同庁舎３階

ウ　問い合わせ先

・電話番号：0136-23-1977

・電子メールアドレス：shirikyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp

④　提出書類

提出書類（各１部）	法人	個人	備　　考
見積合わせ参加資格審査申請書（兼参加申込書）	○	○	
法人登記簿謄本の写し又は登記事項証明書の写し	○		法務局発行のもので、発行後３ヵ月以内のもの
身分証明書の写し		○	代表者の本籍地の市区町村発行のもので、発行後３ヵ月以内のもの
道税（道が賦課徴収するものに限る。）に滞納がないことの証明書の写し	○	○	発行後３ヵ月以内のもの
本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）に滞納がないことの証明書の写し	○	○	発行後３ヵ月以内のもの
消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の写し	○	○	発行後３ヵ月以内のもの
自販機設置実績を証明する書類（任意様式）	○	○	
許認可等を証する書類の写し	○	○	許認可等を要する場合に限る
暴力団員又は暴力団事業者に該当しない者であることの誓約書	○	○	
委任状	○	○	代理で申込みを行う場合に限る

⑤　押印の省略

押印を省略する場合、申請書類には、申請者等の記載事項に加え、担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を記載してください。なお、内容等の確認のため、記載の担当者に連絡する場合があります。

⑥　審査結果

審査を行ったときは、北海道教育庁後志教育局において審査結果を申請者に通知します。

(2) 見積書の提出

応募資格を全て満たしていると認められる事業者は、物件番号ごとに見積書を提出していただきます。

<u>この場合、見積書の提出先は、自動販売機の設置を行おうとする道立学校となりますので、留意願います。</u>

①　提出期間

別紙２「見積書提出期間及び提出先」のとおりです。

②　提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

③　提出先

別紙２「見積書提出期間及び提出先」のとおりです。

④　見積書記載金額

見積書に記載する金額は、契約期間中の貸付料の総額を記載することとし、消費税及び地方消費税相当額を含めた額としてください。

⑤　電子メールで提出する場合は、ＰＤＦファイルにより提出するものとし、着信を確認してください。

また、押印を省略する場合、見積書には、見積者等の記載事項に加え、見積書に関する本件責任者と担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を記載してください。なお、内容等の確認のため、記載の本件責任者又は担当者に連絡する場合があります。

４　設置事業者の決定

(1) 決定方法

①　有効な見積書を提出した者であって、北海道が定めた予定価格以上で、最高の価格をもって見積もった者を契約の相手方とします。

② 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が 2 人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定します。

なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(2) 契約書の作成

設置事業者に決定した者は、北海道と自動販売機の設置に係る建物賃貸借契約を締結します。

(3) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供してください。

ただし、北海道財務規則第 171 条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではありません。

(4) 連帯保証人

連帯保証人を必要とします。なお、個人が連帯保証人になる場合は次のとおりとします。

① 連帯保証人が保証する極度額を定めるものとし、当該極度額は貸付料の月額に相当する額の 12 ヶ月分に相当する額とします。

② 借受人が連帯保証人に対し、次に掲げる事項に関する情報提供を行っていることを、契約に当たって確認するものとします。

ア 財産及び収支の状況

イ 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

5 その他

(1) 見積合わせにおいて、 2 に規定する資格を有しない者のした見積書の提出及びこの要項に定める募集に関する条件に違反した見積書の提出は、無効とします。

(2) 見積書提出者と契約の締結を行わない場合

見積書提出者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該見積書提出者とは契約の締結を行いません。

(3) その他

この募集要項のほか、見積心得その他関係法令の規定を承知してください。

6 参考データ

「令和３年度及び令和４年度の年間販売実績等一覧」のとおりです。

7 募集に関する問い合わせ先

(1) 資格審査に関すること

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室　管理支援係

ＴＥＬ：0136-23-1977　ＦＡＸ：0136-22-5574

(2) 上記(1)以外に関すること

① 北海道水産高等学校

ＴＥＬ：0134-23-0670　ＦＡＸ：0134-23-4553

② 北海道寿都高等学校

ＴＥＬ：0136-62-2144　ＦＡＸ：0136-62-2289

③ 北海道倶知安高等学校

ＴＥＬ：0136-22-1085　ＦＡＸ：0136-22-0893

④ 北海道倶知安農業高等学校

ＴＥＬ：0136-22-1148　ＦＡＸ：0136-22-2252

⑤ 北海道余市紅志高等学校

ＴＥＬ：0135-23-3191　ＦＡＸ：0135-23-3192

⑥ 北海道高等聾学校

ＴＥＬ：0134-62-2624　ＦＡＸ：0134-62-2663